

は じ め に い ま 岐 路 の と き

3月9日、政府は有事7法案・条約関連3案件を閣議決定し、国会に提出した。武力攻撃事態法などの有事3法を具体化し、有事法制体系を完結させる戦争法制である。

報道によれば、政府・与党は「予算明け」の4月初頭から審議を開始し、「連休前の衆議院通過」を申し合わせたとのことである。そうなれば、戦争と平和という重大問題に関わり、法文だけで40万字に達しようという法案が、まともな審議もなく、国民にも知らされないままで強行されていくことになる。このこと自体、恒久平和を誓った平和憲法を蹂躪し、「国権の最高機関」たる国会の責務を放棄したものと云わざるを得ない。

有事3法とは、米軍に追隨して兵站拠点となるとともに、自らも参戦してアジアへの侵攻戦争に道を開こうとする「侵攻型有事法制」である。全国の弁護士1600名で構成する自由法曹団は、2002年4月17日の3法案国会提出から翌03年6月6日の強行まで、北東アジアの軍事的緊張を拡大し、米軍追隨の侵攻戦争に道を開く有事法制の危険性を指摘し、法律家の立場から反対の運動を続けてきた。有事法制をめぐる自由法曹団が発表した意見書は、第1意見書「往くべきは平和の道」以来10回に及んでいる。法律家の反対が自由法曹団だけでないことは、2万名の弁護士が全員加入する日本弁護士連合会が反対を続けていることから明らかである。

有事3法の強行から1年近く、世界の声に背を向けてブッシュ政権が強行したイラク戦争の真実が白日の前にさらされ、スペインが撤兵を表明し、米英両国内でも戦争批判の声が高まりつつある。まさにそのとき、イラクへの派兵を実行に移した小泉政権が、戦争法制を強行しようとすることは、世界の趨勢に背を向けた歴史的暴挙と言うほかはない。

本意見書は、提出された戦争法制（有事7法案・条約3案件）について、それぞれの角度・法案から本質・危険性などの検討を加えた10の論稿で構成している。自由法曹団平和・有事法対策本部の検討を経たものであるが、論稿の末尾に記載した執筆者の責任で執筆している。法案提出から2週間余の短期間の検討であり、膨大な法案のすべての論点は網羅できていないが、戦争法制のはらむ問題の重大性は解明できているはずである。

「武力で平和は創造できない」「戦争でテロは根絶できない」・・・これがアフガンやイラクの民衆の犠牲のうえに、世界が学んだ冷厳な真実だった。だが、政府・与党はなお戦争の道を歩もうとしている。その道はアジアに背を向けた孤児の道にほかならない。

この国はいま、まさしく岐路に立っている。

このいま、この国を「いつでも戦争に出て行ける国」に改変させる戦争法制が強行されることなど、断じてあってはならない。この国の進路を冷静に見定め、戦争の道＝戦争法制を葬り去らねばならない。

本意見書が、そのために寄与できることを、祈念してやまない。